

議案第4号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第8項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第21項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例第15条第8項（第4号に係る部分に限り、同条第9項において準用する場合を含む。）及び第12項の規定は、退職職員（退職した杉並区職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、就業促進手当に相当する退職手当の支給要件を改める等の必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第15条 略	第15条 略
2～7 略	2～7 略
8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>安定した職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5)及び(6) 略	(5)及び(6) 略
9～11 略	9～11 略
12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の</u>	12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u>

規定により基本手当を支給したものと
みなされる日数に相当する日数分の第
1項又は第3項の規定による退職手当
の支給があつたものとみなす。

13及び14 略

附 則

1～20 略

21 令和9年3月31日以前に退職し
た職員に対する第15条第7項の規定
の適用については、同項中「第28条
まで」とあるのは「第28条まで及び
附則第5条」と、同項第2号中「イ
雇用保険法第22条第2項に規定する
厚生労働省令で定める理由により就職
が困難な者であつて、同法第24条の
2第1項第2号に掲げる者に相当する
者として規則で定める者に該当し、か
つ、区長が同項に規定する指導基準に

_____日数分の第
1項又は第3項の規定による退職手当
の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項
第1号イに該当する者に係る就業促
進手当に相当する退職手当 当該退
職手当の支給を受けた日数に相当す
る日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項
第1号ロに該当する者に係る就業促
進手当に相当する退職手当 当該就
業促進手当について同条第5項の規
定により基本手当を支給したものと
みなされる日数に相当する日数

13及び14 略

附 則

1～20 略

21 令和7年3月31日以前に退職し
た職員に対する第15条第7項の規定
の適用については、同項中「第28条
まで」とあるのは「第28条まで及び
附則第5条」と、同項第2号中「イ
雇用保険法第22条第2項に規定する
厚生労働省令で定める理由により就職
が困難な者であつて、同法第24条の
2第1項第2号に掲げる者に相当する
者として規則で定める者に該当し、か
つ、区長が同項に規定する指導基準に

照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

めたもの」とあるのは「イ 雇用保険
ウ 特定退職

法第22条第2項に規定する厚生労働者であつて、雇用保険法附則第5条第3省令で定める理由により就職が困難な1項に規定する地域内に居住し、か者であつて、同法第24条の2第1項つ、区長が同法第24条の2第1項に第2号に掲げる者に相当する者として規定する指導基準に照らして再就職を規則で定める者に該当し、かつ、区長促進するために必要な職業安定法第4が同項に規定する指導基準に照らして条第4項に規定する職業指導を行うこ再就職を促進するために必要な職業安とが適当であると認められたもの（アに掲定法第4条第4項に規定する職業指導げる者を除く。）

を行うことが適当であると認められたも

の とする。
」

22～33 略

照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

めたもの」とあるのは「イ 雇用保険
ウ 特定退職

法第22条第2項に規定する厚生労働者であつて、雇用保険法附則第5条第3省令で定める理由により就職が困難な1項に規定する地域内に居住し、か者であつて、同法第24条の2第1項つ、区長が同法第24条の2第1項に第2号に掲げる者に相当する者として規定する指導基準に照らして再就職を規則で定める者に該当し、かつ、区長促進するために必要な職業安定法第4が同項に規定する指導基準に照らして条第4項に規定する職業指導を行うこ再就職を促進するために必要な職業安とが適当であると認められたもの（アに掲定法第4条第4項に規定する職業指導げる者を除く。）

を行うことが適当であると認められたも

の とする。
」

22～33 略